

青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内の中小企業者に対し、事業活動に必要な資金の融資を行うことにより、県内中小企業の振興を図るとともに、地域経済の活性化に資することを目的として実施する。

2 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当するもの

(1) 事業活動枠

事業活動に必要な資金の調達を図るもの

(2) 流動資産担保枠

原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有するもの（但し、棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る。）

(3) 再チャレンジ枠

廃業歴等のあるもので、起業に再チャレンジするもの

3 融資条件

(1) 資金使途 運転資金及び設備資金

(2) 融資限度額、融資期間

融資対象	融資限度額（※1）	融資期間（うち据置期間）
2(1)	1億円	運転10年以内（2年以内） 設備15年以内（3年以内）
2(2)	3,000万円	1年間 （個別保証に限る。）
2(3)	1,000万円	運転 5年以内（1年以内） 設備10年以内（2年以内）

（※1）2(1)から(3)は、それぞれ別枠とする。

(3) 融資利率 取扱金融機関所定利率から年0.3%引き下げた利率とする。但し、上限を年2.0%とする。

なお、融資実行後に、取扱金融機関が定める基準金利が変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く。）。

また、融資を行った金融機関に対して、四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出する場合は、上記利率からさらに年0.5%割引する。（以下「経営力向上割引」という。）

但し、償還途中において、別に定める割引適用要件を欠くに至った以降は、経営力向上割引の適用を除外するものとする。

(4) 融資形式 手形貸付又は証書貸付（2(2)の場合は、手形貸付に限る。）

(5) 償還方法 一括払い又は割賦償還

（2(2)の場合は、原則、返済引当とした売掛債権の支払期日に一括償還とする。）

(6) 保証料率 次に定める信用保証料率とする。

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。但し、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

イ 2(2)の場合は、年0.68%とする。

ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定するセーフティネット保証1号～4号及び6号に該当する場合は年0.95%、同保証5号、7号及び8号に該当する場合は年0.86%とするなど、特例保証に該当する場合は、青森県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）所定の保証料率を適用する。

エ 責任共有保証料率が適用される保証（一括支払契約保証を除く。）において、会計参与設置会社は0.1%割引する。

オ 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。ただし、保証料補給がある場合は補給割合に関わらず、担保割引は適用しない。

カ 別表に掲げる市町村の中小企業者は、当該別表に掲げる条件等により、当該市町村の予算の範囲内において保証料の補助（又は補給）を受けることができる。

(7) 保証人及び担保

保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

担保は、必要に応じて徴求する。（2(2)の場合は申込人の有する流動資産を譲渡担保とする。）

4 取扱金融機関

青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関

5 融資の手続き

(1) 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱金融機関所定の手続きにより申し込むものとする。また、あわせて3(3)の経営力向上割引を申し込む場合は、確認書（様式第1号）を提出するものとする。

(2) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時はこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

6 試算表等の提出

3(3)の経営力向上割引の適用を受けた者は、四半期に一度、各四半期の翌月末までに試算表及び資金繰り表を、融資を受けた金融機関に対して提出しなければならない。

7 報告

信用保証協会会長は、毎月の保証状況について、取扱要領に定めるところにより県に報告するものとする。

8 期中管理

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者が、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5

年にわたり、モニタリングを行うものとする。

- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

9 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

10 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

11 その他

- (1) この制度の略称を $\textcircled{\text{ん}}$ とする。
- (2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。